

質問 日本は子どもの権利について、国際機関から改善勧告を繰り返し受けていますが、具体的に何が最優先の課題と捉えていますか。

【林氏】国連の「子どもの権利委員会」による日本政府に対する勧告が2014年、2019年にありましたが、「自由に意見を表明する権利」と「参加する権利」の是正について繰り返し言われてきました。子どもの声を聴くことが非常に大事だと思っていますが、今年「こども家庭庁」が発足し「子ども若者意見プラス」といった動きが始まったことで、是正が一歩進んだと捉えています。

質問 子どもの権利を尊重することが、子どものわがままに結びつくことはありませんか。

【林氏】まず、権利というものは当たり前持っているものなので、それは保障する必要があります。ただ、権利はぶつかることがあります。権利同士が衝突したときに、どうしようかと話し合っていくこと、自分の権利だけを主張するのではなく、相手にも権利があることを理解し、互いの権利をどう保障していくか、わがままではない形にしていくことが大切です。そして何より大人が、わがままと権利の違いを理解しなければなりません。独りよがりのわがままにしない、その上で権利を保障するということを、大人が今一度考える必要があると思います。

質問 「子どもの権利条例」を定めている自治体とそうでない自治体があるのですが、制定が進まない理由として何が考えられますか。

【林氏】条例が定められている自治体は、比較的理解が進んでいるとも捉えられますが、条例がないからといって子どもの権利が保障されていないと一概には言い切れません。「若者総合計画」といった形で権利を保障しているところもあります。重要なのは、その自治体の基本理念です。とはいえ、「子どもの権利条約」に基づいて「こども基本法」が制定されたので、法に基づいた条例があり、その上で基本計画を策定するのが望ましいと考えます。みなさんにも「意見表明権」がありますので、是非働きかけをしてください。

質問 「ヤングケアラーと思われる児童生徒がいます。しかし本人は、抱える不安を親には知られたくないという思いがあります。不安に思っていることを親が知ることで、親子関係に問題が生じる恐れがあるからです。このような子どもたちが権利を主張できるために、私たちはどのようなことを考え、取り組んだらよいのでしょうか。」

【林氏】子ども本人から、質問者に対して、不安を話されたのでしょうか。
そうであれば、その子自身、質問者に対して信頼して話せる環境にあると思いますの

で、まずはその思いを受けとめる、ということ、丁寧に積み重ねていただきたいです。即座に何か行動をされても、子ども自身の思いと齟齬が出てしまったり、あるいは自分が期待していないことになったりすると、せっかく話せたことが今後話せなくなってしまうと思います。

とはいえ、聴きっぱなしも難しいと思いますので、保護者との面談等の時に家庭の様子を伺ったり、もし兄弟が学校・幼稚園・保育園等に通われているのであればその先生等に兄弟の様子を伺ったりなどしてはどうでしょうか。

また、何かあった時の相談先として、社会福祉協議会、地域包括支援センター等を紹介したり、その職員を招いて意見交換できる機会を設けたりするなど（職業講話のような形で、他の生徒も参加するような一般的な機会を設けることができると、特別扱いにならないと思います）、学校以外で頼ることができる人や場所と出会えたり、そうした制度があることを学べたりすると良いと思います。